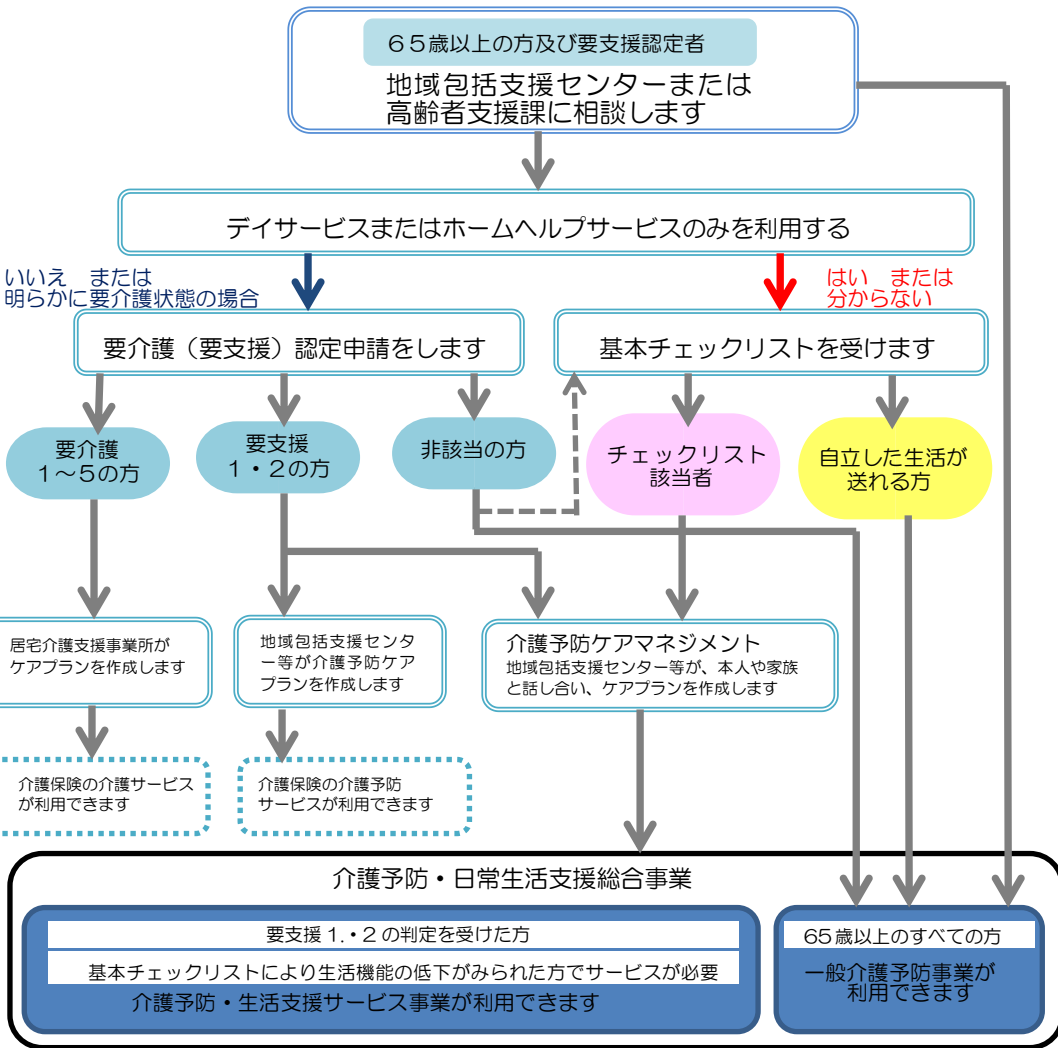


総合事業では、65歳以上の方は介護保険で認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせたサービスを利用できるようになります。地域で安心して暮らしていくために、総合事業を利用して自立した生活を続けましょう。

### 利用までの流れ



### 新しい利用者の区分

平成28年3月からサービス利用者の区分が要介護 1～5、要支援 1・2 に加えて、「事業対象者」が増えました。事業対象者とは基本チェックリスト（25項目）に該当し、地域包括支援センター等で介護予防・生活支援サービス事業を利用する必要があると判断された方が対象となります。利用する場合には地域包括支援センター等で介護予防ケアマネジメントを行います。

なお、事業対象者の方で介護サービスの必要性が生じた場合は要支援・要介護申請をして介護認定を受けることができます。

### 介護予防・日常生活支援総合事業

#### 介護予防・生活支援サービス事業

※自己負担はサービス費用の目安の1割～2割になります

#### ★訪問型サービス

●平成28年3月～

介護予防訪問介護相当サービス

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーによる入浴や食事など生活の支援が受けられます。

※従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護が今までのサービス内容はそのままで町の事業として実施するようになりました。

(サービス費用の目安) 週1回程度の利用の場合 12,170円(月額)  
週2回程度の利用の場合 24,330円(月額)  
週2回程度を超える利用の場合 38,595円(月額)

#### ★通所型サービス

●平成28年3月～

介護予防通所介護相当サービス

通所介護施設で基本的サービス生活行為向上のための支援、目標に合わせた選択的サービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等)が利用できます。

※従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防通所介護が今までのサービス内容はそのままで町の事業として実施するようになりました。

(サービス費用の目安) 16,914～34,681円(月額)

●通所型サービスC

原則3～4か月の短期間で生活機能を改善するための運動器の機能向上や口腔機能の向上等のプログラムを行います。

参加費用：無料

●訪問型サービスC

保健師やリハビリ専門職等が短期間で日常生活を改善するため個別性の高いアドバイスを訪問活動にて行います。

参加費用：無料

#### 一般介護予防事業

#### ★介護予防のための取組

保健センターが、地域健康教室(町内4か所開催)、さわやか健康教室、はつらつ教室、健診結果説明会、健康づくりサポーター養成講座、スキルアップ研修会等を開催しています。

#### ★介護支援ボランティア制度

町内在住の65歳以上の方が登録し、介護保険施設等でボランティア活動を行うと、その実績に応じて貯まったポイントは転換交付金と交換することができます。